

いのちを大切にする ケアタウンおだわら

ケアタウン構想報告書

[2019 年概要版]

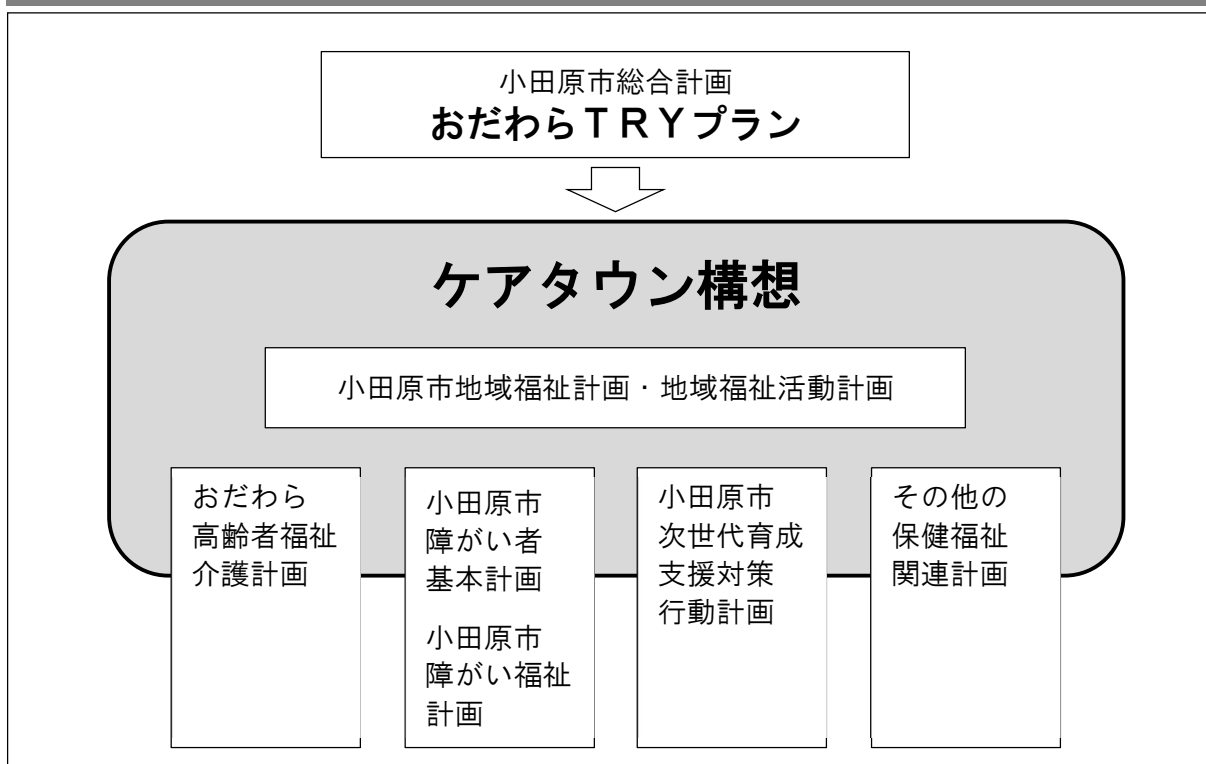
小田原市は平成 21 年度、課題別検討委員会の一つとしてケアタウン構想検討委員会を設置。地域を基本とする新たな支え合いをテーマに 6 回に及ぶ検討を行い、その成果をケアタウン構想として、報告書の形で公表しました。



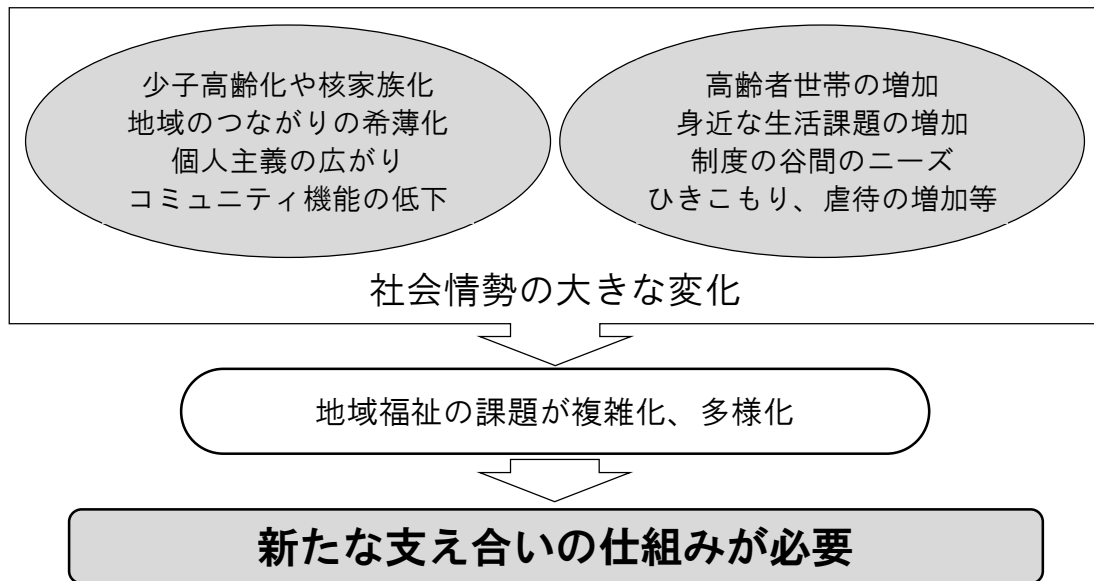
1 ケアタウン構想とは？

- ◆ 「ケアタウン」とは、市民一人ひとりが、ともに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまちのことです。
- ◆ そして、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みを「ケアタウン構想」と呼びます。
- ◆ このケアタウン構想を推進していくための基本理念を「いのちを大切にする ケアタウンおだわら」としました。

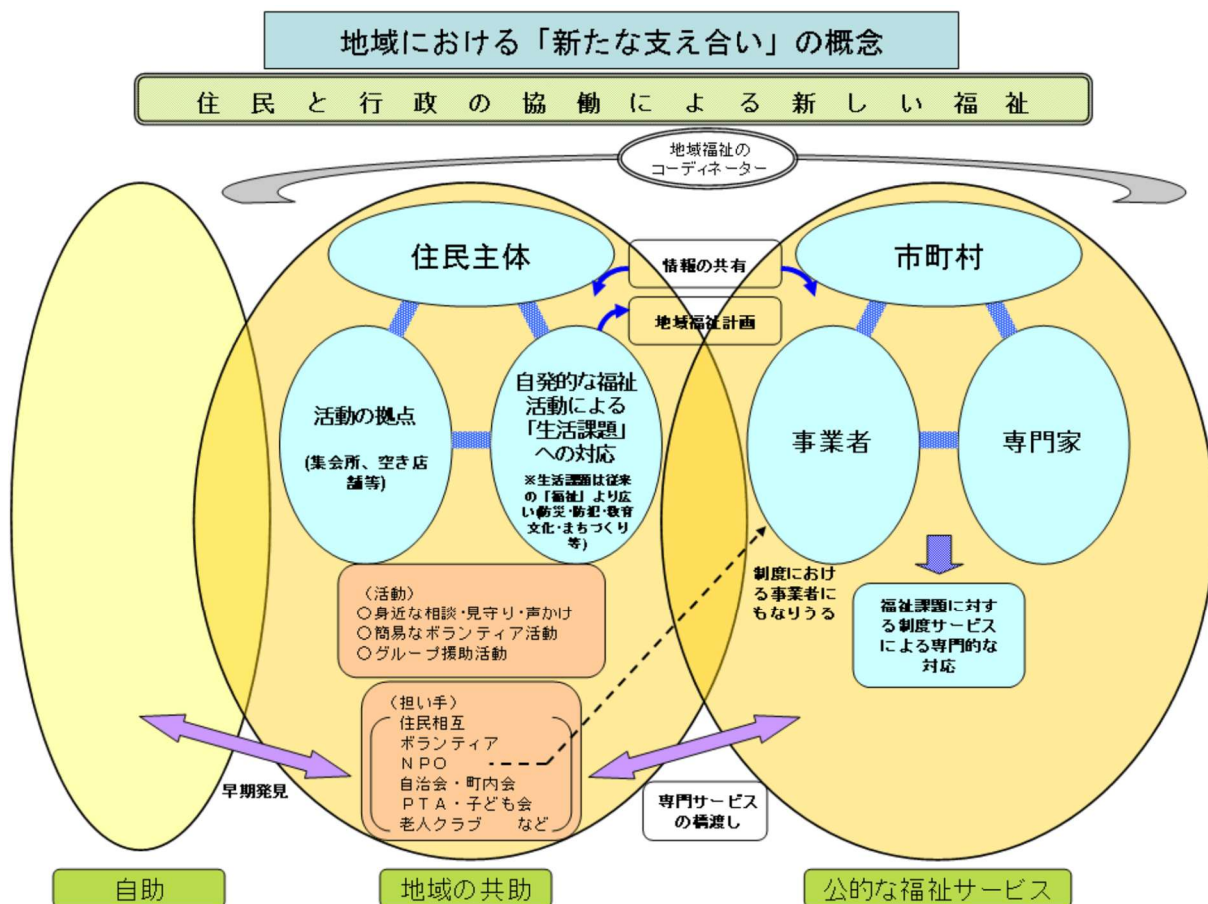
2 ケアタウン構想の位置付け



3 ケアタウン構想策定の背景

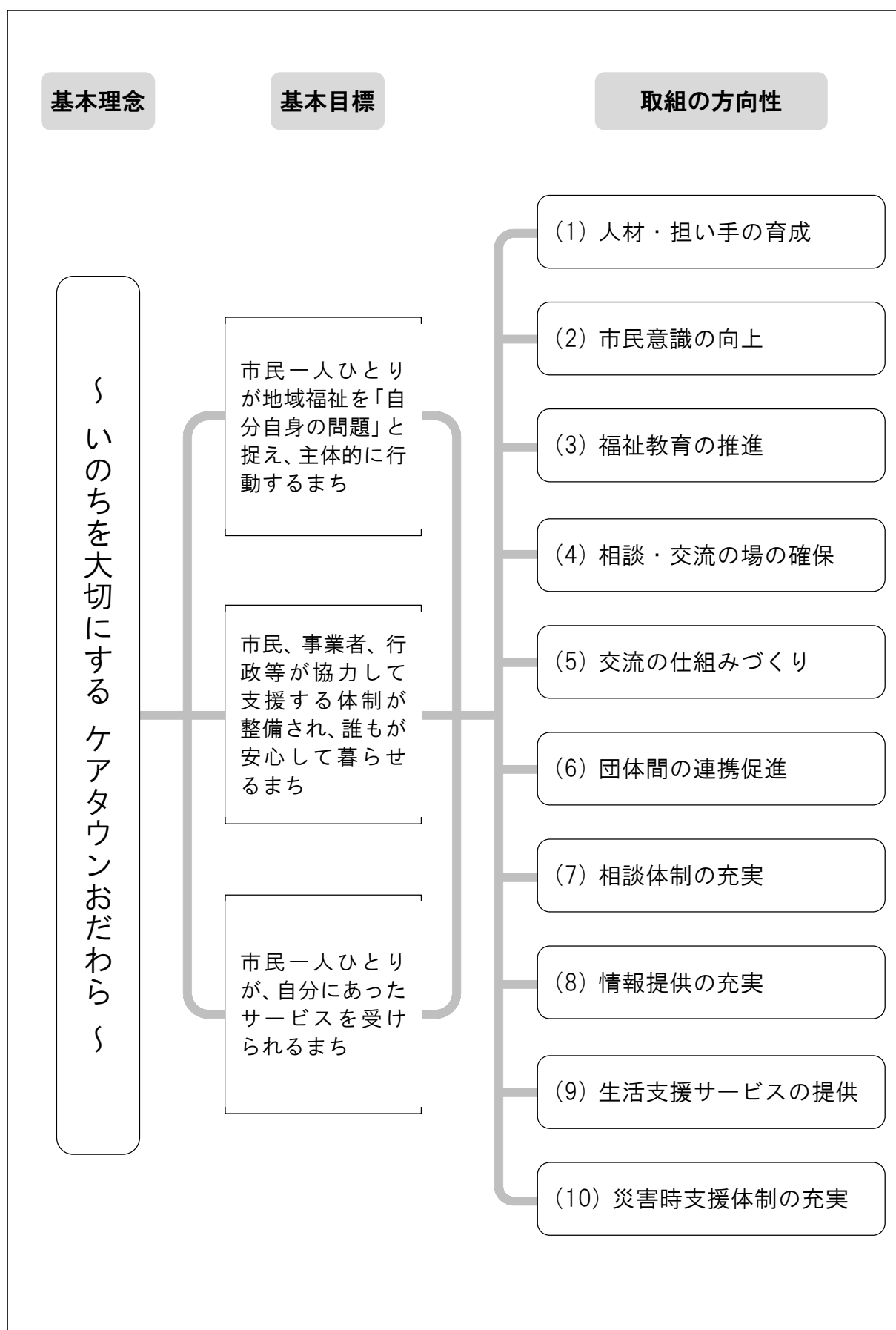


4 新たな支え合いのイメージ



出典：厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」

5 ケアタウン構想の体系



6 ケアタウン構想の取組の方向性

(1) 人材・担い手の育成

取組の内容	主な取組
民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会などの活動を支援するなど環境づくりに努めるとともに、既存の担い手を補完する制度を検討します。 また、社会福祉協議会、NPO、福祉事業者、団塊の世代、子育て世代などと連携して新たな担い手の発掘に取り組みます。	● 民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会への支援 ● 地域福祉コーディネーターの創設 ● 多様な担い手との連携による新たな担い手の発掘

(2) 市民意識の向上

取組の内容	主な取組
市民一人ひとりがお互いに理解し合い、地域の課題や活動を自分自身の問題として受けとめることができるよう、様々な機会を捉えて市民意識の向上に取り組みます。	● 市民一人ひとりの地域活動への参加を促進 ● 地域活動のPRや啓発の実施 ● 本市転入者に対し地域活動の情報を行政窓口で提供

(3) 福祉教育の推進

取組の内容	主な取組
次代を担う子どもたちが、福祉の大切さを認識するために、保育園・幼稚園や小中学校での福祉教育を推進します。 また、ボランティア活動や地域活動に関する講座や研修会などを開催し、福祉意識の醸成に努めます。	● 保育園・幼稚園や小中学校での福祉教育の推進 ● 地域や福祉施設等での福祉体験学習の実施 ● ボランティア活動や地域活動に関する講座や研修会の実施

(4) 相談・交流の場の確保

取組の内容	主な取組
あらゆる世代の方々が、身近な地域で相談や交流、活動ができるように、既存施設や地域資源を活用した拠点の確保について検討します。	● 公共施設の活用の検討 ● 地区公民館の活用の検討 ● 民家や店舗の活用の検討 ● 福祉施設の活用の検討

(5) 交流の仕組みづくり

取組の内容	主な取組
市民一人ひとりが地域とのつながりを持ち、顔の見える関係を築くため、誰もが気軽に参加でき、多くの人たちが交流できる機会や場の提供について検討します。	● 地域サロン活動の推進 ● 子どもから高齢者までの世代間交流事業の実施 ● 誰もが参加しやすい環境や雰囲気づくり ● 福祉施設と地域団体との連携交流の促進

(6) 団体間の連携促進

取組の内容	主な取組
地域福祉活動をより活性化するため、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO、ボランティア、福祉事業者、行政など保健福祉関係者の連携、交流を図ります。	● 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自治会の役割の明確化 ● 地域ケアタウン会議の開催 ● 地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進 ● 福祉施設と地域団体との連携交流の促進（再掲）

(7) 相談体制の充実

取組の内容	主な取組
市民一人ひとりが安心して生活や福祉の相談ができるよう、また多様な保健福祉に関するニーズに対応できるよう、相談体制や相談機能の充実に取り組みます。	● 地域ケアタウン会議の開催（再掲） ● 福祉健康部内のケース検討会議の開催 ● ケースワーカーや保健師など地区担当職員の充実 ● 地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進（再掲）

(8) 情報提供の充実

取組の内容	主な取組
市民一人ひとりが保健福祉サービスや地域福祉活動などの情報を容易に得られるよう、提供方法や体制を整備します。 また、地域福祉の担い手や団体などの連携を図るため、相互の情報共有に取り組みます。	● 保健福祉サービスや地域福祉活動の情報の充実と提供方法の検討 ● 地域福祉の担い手や団体間の情報共有の促進 ● 本市転入者に対し地域活動の情報を行政窓口で提供（再掲）

(9) 生活支援サービスの提供

取組の内容	主な取組
単身の高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、買い物やゴミ出し・草むしりなどの日常生活に関する支援を行うため、関係機関と連携しながら新たなサービス提供に取り組みます。	● 社会福祉協議会による生活支援ボランティアの拡大 ● シルバー人材センターによる生活支援ボランティアの検討 ● 地域人材登録制度の検討

(10) 災害時支援体制の充実

取組の内容	主な取組
災害時等に備え、地域における災害時要援護者の把握や情報の共有・活用を行うとともに、災害時要援護者の支援体制の構築に努めます。	● 災害時要援護者の支援体制の整備

7 ケアタウン構想に関する重点検討事項

- ・人材・担い手の育成
- ・市民意識の向上
- ・福祉教育の推進

◆ 地域福祉の担い手が育つ環境づくり ◆

～ 人材・担い手の育成 ～

- ・地域福祉コーディネーターの創設
- ・多様な担い手との連携
- ・子どもの頃からの福祉マインドの醸成

～ 市民意識の向上 ～

- ・地域活動のPRや啓発の実施
- ・地域や福祉施設等での福祉体験学習の実施
- ・ボランティア活動や地域活動に関する講座や研修会の実施

- ・団体間の連携促進
- ・相談体制の充実

◆ 保健福祉関係者のネットワークの構築 ◆

～ 団体間の連携促進と相談体制の充実 ～

- 保健福祉関係者のネットワークを構築することにより、相談体制の充実を図る。
 - ・地域ケアタウン会議の開催
 - ・地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進
 - ・福祉施設と地域団体との連携交流の促進
 - ・福祉健康部内のケース検討会議の開催
 - ・ケースワーカーや保健師など地区担当職員の充実

- ・相談・交流の場の確保
- ・交流の仕組みづくり

◆ 地域の既存施設の活用 ◆

～ 公共施設の活用 ～

- ・地域センター等の活用
- ・中核的な総合拠点

～ 民家や店舗の活用 ～

- ・空き家や空き店舗の活用
- ・ローカル拠点
- ・交流・ふれあいの場

～ 地区公民館の活用 ～

- ・ローカル拠点
- ・交流・ふれあいの場

～ 福祉施設の活用 ～

- ・空きスペースの活用

◆ 誰もが気軽に参加でき、交流できる場づくり ◆

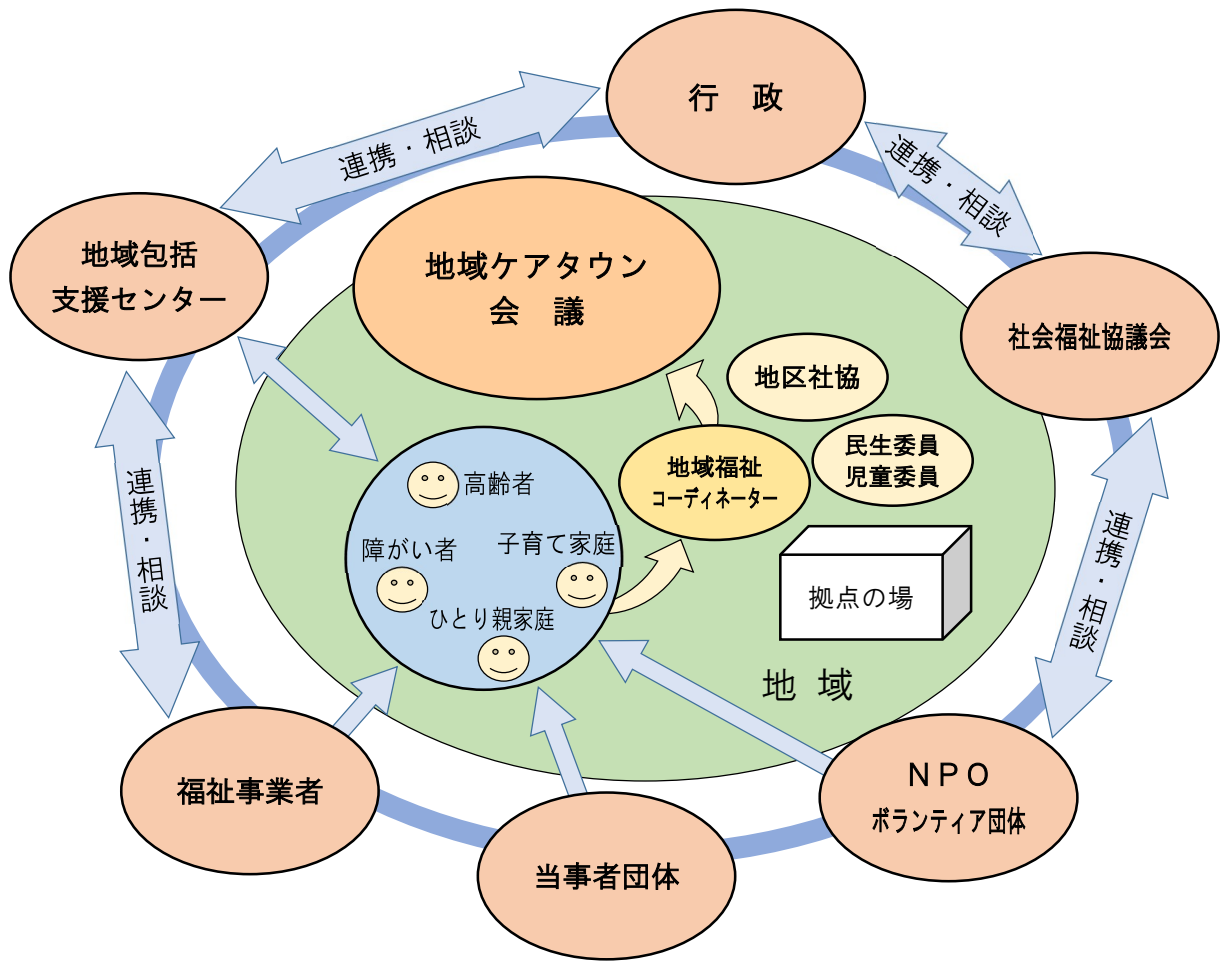
～ 交流の機会や場の提供 ～

- ・地域サロン活動の推進
- ・子どもから高齢者までの世代間交流事業の実施
- ・障がい者や高齢者の生きがいづくりや健康づくり

～ 誰もが参加しやすい環境や雰囲気づくり ～

- ・気軽に参加でき、ほっとできる場
- ・障がい者や高齢者が自由に参加・相談できる場
- ・子育て中の世代など同じ悩みを持つ方が交流できる場

8 ケアタウンの姿



ケアタウン構想検討委員会の概要

- 設置期間
平成 21 年 6 月 21 日
～平成 22 年 2 月 27 日
- 委員会の会議
全 6 回
- アンケート調査
平成 21 年 6 月 22 日
～ 7 月 31 日
- パブリックコメント
平成 21 年 12 月 16 日
～平成 22 年 1 月 15 日

●委員名簿（敬称略）

区分	氏 名	団 体 名 等
委員長	伊 東 秀 幸	田園調布学園大学人間福祉学科教授
副委員長	酒 匂 守	小田原市社会福祉協議会
委員	加 藤 信 次	一般市民
	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合
	近 藤 匡	NPO 法人小田原市障害者福祉協議会
	近 藤 孫 範	一般市民
	下 田 勝 也	小田原市民生委員児童委員協議会
	時 田 純	小田原市社会福祉法人経営者協議会
	中 村 美安子	神奈川県立保健福祉大学准教授
	松 原 宣 孝	小田原市保育会
	箕 輪 真 理	一般市民
	脇 正 宏	地域包括支援センター職員

ケアタウン構想報告書（2019 年概要版）

この資料は、「ケアタウン構想報告書」（平成 22 年 3 月、ケアタウン構想検討委員会）から要点を抜粋して編集したものです。

【担当】小田原市福祉健康部 福祉政策課 地域福祉係 電話 0465-33-1603